甲賀市ごみカレンダー広告取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、甲賀市が発行するごみカレンダー及びごみの分け方・出し方（以下、「ごみカレンダー」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、「広告」とはごみカレンダー下部に掲載される広告をいう。

（広告の基準）

第３条　ごみカレンダーに掲載する広告は、市としての品位、公共性を妨げないものであって市民に不利益を与えないものとし、甲賀市広告掲載要綱（平成１９年甲賀市告示第８２号）に定めるほか、次の各号に該当する場合は、原則として掲載しない。

（１）市民に不快感を与えるおそれのあるもの

（２）その他広告の表現として適切でないと市長が認めたもの

（広告の規格）

第４条　広告の規格は、甲賀市ごみカレンダー広告募集要項（以下、「募集要項」という。）によるものとする。

（広告の掲載位置及び部数）

第５条　広告の掲載位置及び部数は、募集要項によるものとする。

（広告の募集）

第６条　広告の募集は、原則として市ホームページで行うものとする。

（広告の申込み）

第７条　広告の掲載を申し込む者（以下、「申込者」という。）は、募集要項に従い、甲賀市ごみカレンダー広告掲載申込書（様式第１号）等を提出するものとする。

２　広告原稿は、第３条及び第４条に基づき、申込者の責任及び負担で作成するものとする。

３　同一申込者が申し込むことができる広告は１件とする。

４　市長は、必要があると認めるときは広告原稿の修正を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第８条　市長は、前条の申込みを受け付けたときは、内容を審査の上、掲載の可否を決定し、甲賀市ごみカレンダー広告掲載・不掲載決定通知書（様式第２号）により申込者に通知するものとする。

２　掲載する広告の優先順位は、次の各号の順序とする。

（１）公共的性格のある環境関連の私企業で、本市のごみ収集事業に関する委託業務の受注事業者のものに係る広告

（２）公共的性格のある環境関連の私企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告

（３）公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告

（４）前号に該当しない市内に事業所等を有する私企業及び自営業に係る広告

（５）前各号に掲げるもの以外の広告

３　前項の規定によって申込者が掲載できる枠数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

（広告掲載料）

第９条　広告掲載料は、１枠当り　金額２００，０００円とする。

２　市長から広告掲載の決定を受けた申込者（以下、「広告主」という。）は、募集要項に従い、広告掲載料を納付するものとする。

３　納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

４　広告主が広告掲載料を期日までに納付しないときは、広告の掲載を中止することができる。

５　前項の場合、市長は違約金として広告掲載料の１０％を徴収することができる。

（広告主の責務）

第１０条　広告主は広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（広告の実施等）

第１１条　広告の掲載等は、この要領に定めるほか、募集要項、甲賀市広告掲載要綱及び甲賀市広告掲載基準（以下、「広告取扱要領等」という。）の規定に基づき実施するものとする。

２　広告取扱要領等の文書間で、矛盾、齟齬がある場合は、前項に記述する順にその解釈が優先するものとする。

（疑義等の決定）

第１２条　この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、市長と広告主が別途協議のうえ定めるものとする。

（契約等）

第１３条　契約に関する事項は、甲賀市財務規則（平成１６年規則第３３号）第１０章の規定を適用するものとする。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は市長が別に定める。

付　則

（施行期日）

この要領は、令和７年１２月１日から施行する。

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。